平成31年3月25日 保健福祉部子育て支援課

## 桐生市児童虐待防止の手引きについて

児童虐待への正しい知識を普及するとともに、虐待発生の予防、早期発見及び早期対応を目的に、手引きを作成しました。

- ■周知方法 関係機関への手引きの配付、桐生市ホームページ、報道機関
- ■配付対象 学校、教育・保育施設、民生委員・児童委員、母子保健推進員、 登録保険医療機関、歯科医療機関、要保護児童対策地域協議会 等

### ■内 容

近年、子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い、児童虐待が増加しています。 また、痛ましい事件も発生し、関係機関等の連携が問われているところであります。

児童虐待相談の件数が増加する中、関係機関等の連携を強化するとともに、地域で子どもやその家庭を支援する必要があります。

平成30年4月から桐生市保健福祉会館の子育て支援課子育て相談係に、妊産婦からすべての子どもとその家庭を包括的・継続的に支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の機能を持たせ、同会館内にある「子育て世代包括支援センター」と連携を強化し、一体的に支援する体制を整備いたしました。

さらに地域全体で児童虐待防止を図るため、関係機関をはじめ、広く市民が 虐待に対する正しい知識を持ち、虐待発生の予防、早期発見及び早期対応がで きるよう、今年度初めてこの手引きを作成いたしました。

多くの関係機関や市民に活用してもらい、桐生市全体で児童虐待防止が図れるよう、御協力をお願いたします。

問い合わせ

保健福祉部子育て支援課子育て相談係 担当 大竹

TEL 0277-43-2000 (直通)

## 桐生市児童虐待防止の手引き

~ 子どもたちの笑顔を守るために ~



## はじめに



近年、少子高齢化、核家族化等により、社会を取り巻く環境は大きく変化し、子どもや子育てに関する様々な問題が生じており、その中でも児童虐待対応件数は右肩上がりの増加を示しています。

平成 16 年に「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、児童虐待に係る通告義務が拡大されるとともに、国及び地方公共団体の責務が強化されました。

そこで、桐生市でも、平成 17 年度に子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応・介入、保護・支援の各段階において、関係機関が相互に連携・協力して対応することが必要であるとし、要保護児童対策地域協議会を設立いたしました。

今まで、子育て世帯に対する子育て支援策の推進、児童相談所との連携の強化及び児童虐待防止の普及啓発活動を実施してきました。痛ましい事件の発生を防ぐためにも、関係機関をはじめ、広く市民が連携し、児童虐待防止に向け、一層取り組んでいくことが必要と考え、この手引きを作成することといたしました。

この手引きを日頃から子どもやその家庭に関わることの多い関係機関の皆様に御活用いただき、児童虐待への理解を深めていただければ幸いです。

それぞれの立場から児童虐待の予防、早期発見及び早期対応を目指し、子どもたちが安全で健やかな成長と明るい未来に向けて暮らすことができるよう、御協力をお願いたします。

平成31年3月

桐生市保健福祉部子育て支援課

## 目 次

		(頁)
1 児	童虐待に関しての基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	児童虐待の定義	1
(2)	児童虐待の分類	1
2 児	童虐待の発生とその予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)	虐待発生の要素	2
(2)	虐待が及ぼす子どもへの影響	3
(3)	虐待の予防	4
3 児	毘童虐待の早期発見・通告の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1)	早期発見の義務	6
(2)	通告の義務	6
	児童虐待相談の流れ	7
4 関	『係機関での虐待の早期発見のポイントと初期対応・・・・・・・・・・・・	8
(1)	初期対応における共通点	8
(2)	地域(市民、民生・児童委員、母子保健推進員等)での場合	9
(3)	集団(学校、認定こども園、幼稚園、保育園、子育てサロン等)での場合	10
(4)	乳幼児健康診査(市健康づくり課)、学校等で行われる健康診査、家庭訪問等	12
	での場合	
(5)	医療機関での場合	13
(6)	相談機関(子育て支援課、健康づくり課等)での場合	15
5 重	症度、緊急度の判断基準と対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
6 援	段助活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(1)	親への関わり方	20
(2)	子どもへの関わり方	20
(3)	親族への関わり方	21
(4)	その他(注意点)	21
7 支	接の流れ	22
【特	定妊婦の場合】	22
【乳	幼児健康診査対象者の場合]	23
【要	保護児童の場合】	24
【不	○登園児・不登校児の場合】	25
8 継	続支援と関係機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
9 要	保護児童対策地域協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

## \*資料\*

- 相談機関一覧表
- ・桐生市子ども家庭総合支援拠点設置運営に関する要綱
- ・桐生市要保護児童対策地域協議会の設置及び運営に関する要綱

- 桐生市家庭児童相談室設置要綱
- ・児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)
- 児童福祉法(抜粋)

## 1 児童虐待に関しての基本事項

#### (1) 児童虐待の定義

保護者が、18歳未満の子どもに対し、心身を傷つけ、人権を侵害する行為です。 「しつけだから」、「子どものためを思って」などと、保護者等の意図で判断するものではなく、その行為が子どもの心身を傷つけ、健やかな成長や発達を損なうものであるかで判断します。いくら保護者が一生懸命子どものためにやっていることであっても、それが子どもにとって有害な行為であれば、「虐待」と言えます。

#### ●児童虐待の防止等に関する法律第2条

「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に 監護する者)による子ども(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(育児放棄)、心理的虐待と定義しています。

## (2) 児童虐待の分類

## ●身体的虐待

- 殴る、蹴る
- 激しく揺さぶる
- たばこなどによるやけどなど の外傷を負わせる
- 熱湯をかけるなど故意にやけ どを負わせる
- ・溺れさせる
- 首を絞める
- ・戸外に閉め出す
- 意図的に子どもを病気にさせるる等

## ●ネグレクト(養育放棄)

- 食事を与えない
- 同居人が虐待していても放置 する
- 乳幼児を車や家に残したまま 外出する
- 子どもを遺棄したり、置き去りにする
- ひどく不潔にする
- 病院へ連れて行かない
- ・子どもの意思に反して、学校 等に登校させない 等

## **●心理的虐待**

- 子どもの目の前で配偶者等に暴力をふるう(面前 DV)
- 言葉による脅し
- 子どもの自尊心を傷つける言動
- きょうだい間の差別
- ・無視や拒否的な態度を示す

等

## **●性的虐待**

- ・子どもへの性的行為、性的暴力、性行為の強要・教唆
- ・性器や性的行為を見せる
- ポルノグラフィーの被写体に する 等

1

### ●「しつけ」と「虐待」の違い●

- •「**しつけ**」とは・・・やって良いことと悪いことを子ども自身が主体的に考え、 理解できるよう保護者が一貫した態度で教えることです。それにより、子ども は成長とともに自分自身で気持ちや行動をコントロールできるようになりま す。
- •「**虐待**」とは・・・大人が自分の感情にまかせて子どもを力でコントロールしようとすることです。
- \*保護者が一貫した態度であっても、子どもにとって有害な行為である場合もあり、 この場合は虐待とみなされます。

## 2 児童虐待の発生とその予防

#### (1) 虐待発生の要素

児童虐待発生の背景には、様々な要因が複雑に絡み合っていることがよくあります。 虐待発生につながりそうな要因を把握しておくことは重要です。これらの要因の除 去あるいは軽減することにより、虐待防止・再発の抑止力となるだけでなく、子育て 支援や生活支援につながります。

#### 【保護者の要因】

- 子どもへの愛着形成が不十分
- 元来性格が攻撃的 衝動的
- 精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
- 保護者自身が被虐待の体験者
- 育児に対する不安やストレス
- ・望まない妊娠
- 若年の妊娠
- ・産後うつ病などの精神的不安定な状況 等

#### 【子どもの要因】

- ・乳幼児期の子ども
- 手がかかる子ども
- 低体重児 多胎児
- ・発達の遅れ、障害、問題行動
- その他の何らかの育てにくさを持っている子 等

#### 【家庭環境の要因】

- ・未婚を含むひとり親家庭
- ・ 内縁者や同居人がいる
- ・子連れの再婚
- 夫婦関係をはじめ人間関係に問題を抱えている
- ・転居を繰り返す
- ・生活困窮である
- 援助者(親、きょうだい) や相談相手がいない
- 保護者の失業や転職の繰り返しで経済的に不安定な状態
- 夫婦不仲、配偶者からの暴力等不安定な状態
- 定期的な健康診査の未受診
- 親子の長期分離歴がある
- ・すでにきょうだいが施設入所している
- 不衛生な住居 等

#### (2) 虐待が及ぼす子どもへの影響

虐待を受けた子どもは、適切な養育環境を提供されなかったため、発育・発達の不全、ゆがみ、非行など性格行動上の問題行動、愛着障害、心的外傷後ストレス障害など、子どもの心身に様々な影響を残し、重篤な症状及び障害をもたらし、次世代にも影響が及ぶことがあります。

#### 【身体的影響】

身体的虐待の結果、外傷を受けるだけでなく、死亡したり、様々な後遺症としての 障害を生じることがあります。また、ネグレクトや心理的虐待は発育発達を阻害し、 成長の遅れを引き起こすことがあります。

#### 【知的・認知的発達への影響】

虐待により学習の機会が妨げられ、学習意欲が低下することで、本来持っている能力を発達させる機会が失われがちとなります。

また、身体的虐待の後遺症による脳へのダメージや、ネグレクトなどによる知的発達の低下は、認知機能(知覚・記憶・思考・判断)等へも影響を及ぼします。

#### 【情緒・心理面への影響】

保護者から虐待を受けて育った子どもは、日々保護者の顔色を見て生活をします。 その結果、自分の感情表現や感情のコントロールができないことから、衝動性が強く攻撃的になることも多くトラブルを起こしやすくなります。

さらに、子ども自身の存在を否定するような言葉の暴力を受けることや身体的な暴力を受けることで、自分を悪いと捉えるようになり、自己評価を下げることにつながります。

#### 【行動への影響】

虐待という体験は、子どもの情緒・心理面に大きな影響を与え、それが成長過程における身辺自立の遅れ、強い怯え、自傷行為、食行動の異常、PTSD(心的外傷後ストレス障害)などのトラウマによる反応(うつ状態、無気力、無反応、落ち着きのなさなど)などとして現れます。

また、これらが非行という問題行動に大きく影響することがあります。

#### 【対人関係への影響】

子どもは、保護者との信頼関係ができなかったことにより、社会における集団や組織においても、対人関係を避けたり関与を拒んだりする、他人を信用することができない、適切な距離を持ち信頼関係を築くことができない、攻撃されないように相手の気持ちを先取りした行動をするような傾向を示します。

#### (3) 虐待の予防

虐待予防は、1次予防、2次予防、3次予防の3段階で考えることが必要です。

### ① 1 次予防(虐待が起こる前の対応)

子どもが安心して暮らせる環境を作り、子育てに不安を抱えている家庭に対して地域や関係機関がきめ細やかな支援を行うことにより、虐待を未然に防げます。 特別なことではない、さりげなく気に掛けることやささやかな心配り、ちょっとした一声が虐待の芽を摘むことになります。

#### ② 2次予防(虐待の早期発見・早期対応)

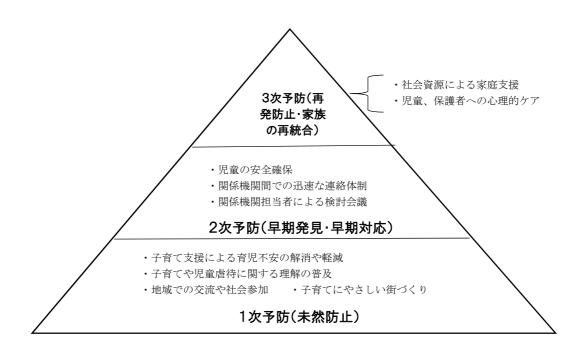
虐待は、子どもに悪影響をもたらします。虐待ではないかと感じたら、「本当に虐待と言えるのだろうか」という不安は常につきまといますが、確証が得られるまで行動を起こすことをためらっていると、子どもにとって最悪な結果になるおそれがあります。

虐待ではないかと感じたら、市子育て支援課又は東部児童相談所等の関係機関 に通告(相談)するなど、行動を起こすことが重要です。

#### ③ 3次予防(再発防止・家族の再統合)

虐待を起こしてしまった家庭は、虐待が起こらない・起こさない家族関係を新たに築くことが求められます。そのためには、周囲の人々の理解と関係機関(役割分担を行い)の長期的視野に立った支援が重要になります。

## 【児童虐待予防対策のイメージ】



## 3 児童虐待の早期発見と通告の義務

#### (1) 早期発見の義務

虐待を早期発見するには、危険を知らせるサインを見逃さず受け止めることが 重要です。

学校・児童福祉施設・病院など児童の福祉に業務上関係のある「組織(団体)」についても、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない義務が課されています。(児童虐待防止法第5条第1項)

\*「学校」には幼稚園が、「児童福祉施設」には保育所が含まれます。

### (2) 通告の義務

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、市町村、児童相談所に 通告しなければならないこととされており、通告することが守秘義務違反には当 たらないとされています。(児童虐待防止法第6条)

#### 【通告とは】

市子育て支援課又は東部児童相談所に子どもの「相談」にのってもらうこと、 気になる子どもについて「連絡」することを通告といいます。まず通告すること を考え、行動することが必要です。

- 誰が通告したのか、子どもや保護者に明かされることはありません。
- 通告は、子ども本人や保護者の同意は必要ありません。
- 通告は、子どもを守り、ひいては虐待をしてしまう親を救うことになります。
- 子どもを守ることが優先されるため、守秘義務違反にはなりません。
- 周囲の人のあたたかい眼差しと行動が、子どもを虐待から守ります。
- ・虐待の事実が確認できなくても、法的責任を問われることはありません。
- 虐待の証明をする必要はありません。
  - → 判断するのは、通告を受けた市子育て支援課又は東部児童相談所などの役割です。

#### 【不自然さこそ最も重要なサイン】

- 不自然な傷やあざ・・・多くある、頻繁にできる等
- ② 不自然な説明・・・傷の状況からあり得ない説明、ころころ話が変わる等
- ③ 不自然な表情・・・無表情、ご機嫌とり、おびえる、落ち着きなくキョロキョロ する等
- ④ 不自然な行動や関係・・・親が来ると急にそわそわする、初めての人に馴れ馴れ しい、年齢にそぐわない言動等

## 児童虐待相談の流れ

## 相談•通告

児童、保護者、親戚、近隣住民、民生委員・児童委員、母子保健 推進員、学校、認定こども園、幼稚園、保育園、医療機関等

## 関係機関

- 学校
- ・認定こども園、幼稚 園、保育園
- 教育委員会
- 民生委員 児童委員
- 母子保健推進員
- 医療機関
- 桐生警察署
- 桐生保健福祉事務所
- 市福祉課
- その他

## 子ども家庭総合支援拠点

市子育て支援課子育て相談係

実態把握

(24 時間以内に調査・ 安全確認、情報収集)

受理会議

(※緊急アセスメントシート)

緊急度高い ■

低い

支援方針決定

関係機関との連携・継続的な支援

## 【在宅支援】



## 子育て世代包括支援センター

市健康づくり課母子保健係

乳幼児健康診査

育児相談、家庭訪問等

市子育て支援課子育て支援センター

育児相談

子育てサロン等

#### 要保護児童対策地域協議会

実務者会議の開催

個別ケース検討会議の開催

関係機関・地域での見守り・支援

## 東部児童相談所

報告

相談

助言

189:児童

相談所全国共

通ダイヤル

ー時保護、立入調査 (48時間安全確認でき → ない場合)

長等

裁判所

申立 施設入所

一時保護延

情報共有•連携

桐生警察署

※緊急アセスメントシート とは、断片的な情報を一つに 統合して虐待のリスクを評価 し、子どもの一時保護の必要 性を出来るだけ客観的に判断 するための補助的な道具とし て活用するもの

## 4 関係機関での虐待の早期発見のポイントと初期対応

#### (1) 初期対応における共通点

① 虐待かなと思ったら・・・

虐待が疑われるような子どもや家庭を発見した場合は、すぐに市子育て支援課 に通告してください。

緊急性が高い場合は、市子育て支援課と東部児童相談所が連携して対応し、緊急性が低い場合は、市子育て支援課を中心にネットワークによる情報収集を行い、 虐待の事実確認や関わり方について相談しながら支援を進めます。

#### ② 保護者への対応の留意点

保護者への関わりについては、安定した人間関係作りの苦手な保護者もいることから、関係者、関係機関との連携の中で、それぞれの役割を確認した上で支援を行うことが必要です。

また、虐待を疑われる家庭が、地域の中で孤立していないか、家族だけで解決 困難な問題を抱えていないかということに留意しながら、適切な支援を続けることが大切です。

#### ③ 子どもへの対応の留意点

虐待を受けた子どもは、弱々しく間接的に"SOS"のサインを出していることがあります。また、家出、万引き及び不良行為などの問題行動を通して、"SOS"のサインを出すこともあるので、表面的な問題行動の対応だけでなく、その背景を考えながら子どもに接していくことが大切です。

#### ④ 個別ケース検討会議等の関係者会議での役割

関係者会議に参加し、地域の中で得られた子どもや家庭の状況についての情報 提供を行うなど、関係機関での情報の共有及び役割分担を決めて支援を進めます。 その後、関係者会議で決められた役割分担に基づく支援を行う中で、対象家庭の 状況を報告し、改善が見受けられない場合は、今後どのような支援が必要なのか を関係者会議において再検討し、継続的な支援をしていくことが大切です。

#### (2) 地域(市民、民生委員・児童委員、母子保健推進員等)での場合

#### 【早期発見のポイント】

市民や地域で活動される人は、子どもや保護者、近隣の人たちから様々な相談や訴えを見聞きすることが多いと思います。その中で、次のいくつかの項目が当てはまるようであれば、虐待を疑う必要があります。

## 虐待を疑う事由 からだに不自然な傷やあざが見られる ・学校や保育園等を休んでいる姿をよく見かけたり、夜遅くまで外で遊んでい たりするなど家に帰ろうとしない ・からだや衣服がいつも不潔である 子ども • 食事がきちんと与えられていないことが考えられ、時には空腹のため食べ物 を万引きしているといった噂がある 子どもの発育や発達の遅れが見られる ・親子での会話などの時に子どもの表情が乏しい • 親の顔色をうかがう反面、親から離れても親への愛着が感じられない 子どもに適切な食事を与えていない • 不潔な衣服を着続けさせる • 子どもに拒否的な態度をとる、放置したりなど子どもの養育に不自然さが見 られる • 子どもの発達にそぐわない厳しいしつけや過度な期待が見られる ・極端な自己流の育児や教育的な考えを押し付ける ・子どもの意思に反して、学校等へ行かせない 保護者 自宅に閉じ込めるなど行動制限をしているように見られる 子どもが病気や怪我をしても受診させない • 夫婦関係の不仲や経済的に困難な状況があり、保護者の生活上にストレスや 精神的不安定が見受けられる • 保護者が良好な対人関係を持てず、拒否的、無視、攻撃的な態度をとる 保護者の親族や近隣での孤立が見られ、相談相手がいない • 保護者や家族の中に、アルコール依存や薬物中毒等の問題がある 子どもの外傷などを問われたとき、不自然な説明をする

#### 【初期対応】

明らかな虐待が認められる場合は別として、"虐待かどうか"という視点ではなく、 "支援が必要かどうか"といった見方で対象家庭を見守ってみてください。 必要な家庭であれば、市子育て支援課に相談(通告)してください。

# (3) 集団(学校、認定こども園、幼稚園、保育園、子育てサロン等)での場合

## 【早期発見のポイント】

子どもは言語表現以外にもいろいろな形でサインを出しています。わずかな変化に も虐待の心配が隠されています。その中で次のいくつかの項目が当てはまるようであ れば、虐待を疑う必要があります。

		虐待を疑う事由
		・不自然な傷(打撲、切り傷、熱傷等)がある
	乳児	・体重増加に遅れが目立つ
	0	<ul><li>お尻がただれているなど、常に不衛生な服装である</li></ul>
	の場合	・表情が乏しく、語りかけやあやしにも無表情である
		・怯えた泣き方を常にする
		※前記(乳児の場合)に見られる特徴の他
	幼児	• 保護者が迎えにきても無視して帰りたがらない
	の +=	<ul><li>給食をガツガツ食べ、おかわりを繰り返す</li></ul>
	の場合	・基本的な生活習慣が身についていない
子ども		<ul><li>集団から離れ、孤立していることがよくある</li></ul>
ŧ		※前記(乳児・幼児の場合)に見られる特徴の他
		・非行(盗み等)を繰り返す
		•他児を執拗にいじめたり、動物、昆虫等に対して残虐な行為をしたりす
	学童の場合	る
		・家に帰りたがらない、家出や夜中の徘徊を繰り返している
		・理由のはっきりしない欠席、遅刻、早退が多く見られる
		・授業中"ボーッ"としていることが多くなり、成績も急激に低下してい
		る
		・極端な性への関心や拒否感が見られる
		・教師に対して反抗的態度やうそを繰り返す
		・子どもへの対応がハラハラするほど乱暴である
		・感情の起伏が激しく、思い通りにならないとすぐ怒る
		・無表情で、子どもに対して語りかけをしない
,,,	_	<ul><li>・わが子に対して、「かわいくない」「この子は欲しくなかった」などと拒</li></ul>
保護者		否的な言動をする
		・保護者の生活や価値観で行動し、子どものペースに無頓着である
		・他のきょうだいと著しく差別する、他児と比較ばかりしている
		・子どもへの働きかけをしようとせず、学校(園)や家庭での生活の様子
		について、教師(保育士)に尋ねようとも話そうともしない。
		・子どもの外傷などを問われたとき、不自然な説明をする。

### 【初期対応】

日頃の子どもの様子から、変化があれば気付くところは多々あると思います。また、 急に欠席が増えたり、長引いたりする場合などには、特に年齢の低い児童に関して注 意が必要となります。

心配のある児童がいた場合は、担当者だけで関わらず、複数の目で観察すること、 内部あるいは外部関係者と協議しながら対応することが必要です。

また、ただちに専門機関の対応が必要と思われる時は、今までの経過や家族関係などを整理して市子育て支援課又は東部児童相談所に通告(相談)してください。

# (4) 乳幼児健康診査(市健康づくり課)、学校で行われる健康診査、家庭訪問等での場合

### 【早期発見のポイント】

乳幼児を対象とした健康診査や学校・保育園等で行われる健診、関係機関の職員等が行う家庭訪問時に虐待が発見されることがあります。

次のいくつかの項目が当てはまるようであれば、虐待を疑う必要があります。

		虐待を疑う事由
	身	・からだに不自然な傷やあざが見られる
	身体的	・原因不明の栄養不良:体重増加不良、低身長、顔色不良等が見られる
	状	<ul><li>・育児の不適切さ:からだや衣服の不潔やおむつかぶれ、ひどい湿疹、爪</li></ul>
	況	の汚れや伸び等が目立つ
		・発達の遅れ:特定の障害がなく、歩行などの運動発達の遅れやことばの
   子	业主	遅れが見受けられる、周囲に対する理解などの発達の遅れやアンバラ
子ども	精神	ンスな発達等が見受けられる
6	• 行	・表情の乏しさ:無表情で笑わない、凝視(凍りついた眼差し)、しかめ
	動	っ面、おびえの表情
	面の	• 行動異常:摂食障害(過食・拒食)、他児への乱暴、異常な泣き方等
	状況	・対人交流:母子(親子)関係が確立されていない、保護者に甘えない、
		保護者の顔色をうかがう、集団に入れず孤立
		・極端な生活リズムの乱れ
		<ul><li>子どもへの対応がハラハラするほど乱暴である</li></ul>
		・感情の起伏が激しく、思い通りにならないとすぐ怒る
		・無表情で、子どもに対して語りかけをしない
		・わが子に対して、「かわいくない」「この子は欲しくなかった」などと拒
	呆 萑	否的な言動をする
保護者		・保護者の生活や価値観で行動し、子どものペースに無頓着である
		・他のきょうだいと著しく差別する、他児と比較している
		・子どもへの働きかけをしようとせず、学校(園)や家庭での生活の様子
		について、教師(保育士)に尋ねようとも話そうともしない
		・子どもの外傷などを問われたとき、不自然な説明をする

#### 【初期対応】

乳児や保護者と接する中で虐待が疑われる場合は、過去の健診記録や保護者の対応 及び担当者の所見などを整理し、市子育て支援課に通告(相談)してください。

## (5) 医療機関での場合

## 【早期発見のポイント】

医療機関では、外来診療の診察時に虐待が発見されることがあります。次のいくつかの項目が当てはまるようであれば、虐待を疑う必要があります。

		虐待を疑う事由
子ども	診察時の状況	<ul> <li>・皮膚の外傷:多数の小さな出血、不審な傷痕(指、ひも、ベルト、むちの痕)、つねった痕、縛った痕(手足の輪状の傷)、釘などで刺した痕、不自然な熱傷(多数の円形の傷、熱湯をかけたと見られる熱傷、臀部「オムツ部」の熱傷)</li> <li>・骨折:多発性の骨折、新旧入り混じった骨折(X線撮影での確認)頭蓋骨骨折、乳幼児の肋骨骨折(胸部の圧迫による)、捻挫骨折(腕や足をねじり上げたと思われる骨折)</li> <li>・頭部:頭蓋内出血(特に硬膜下血腫)、眼球損傷、前眼房・結膜出血、※頭部の所見では、乳幼児を強く揺さぶると硬膜下血腫、眼底出血や脳浮腫をきたす、乳幼児揺さぶられ症候群の可能性がある</li> <li>・ロ:歯肉、舌や唇の外傷や出血(子どもの口内に物や拳を入れる)・内臓:臓器の損傷(保護者からの申し立て損傷事由との整合性がとれない)・性器:外陰部や肛門の損傷(男児にも可能性あり)・中毒:麻薬等の強要、毒物や劇物による症状・死亡:乳幼児突然死症候群との鑑別。溺死や窒息死・その他:心身症、自傷行為</li> </ul>
	全般的な状況	<ul><li>・全体の状況:身体・衣服が不潔</li><li>・心理・行動面の状況:無表情、笑わない、周囲への無関心、大人の顔色をうかがう、極度のおびえや情緒不安定</li><li>・心身の発達:低身長・体重増加不良、運動・言語等の遅れ等</li></ul>
- 同伴した保護者		<ul> <li>・態度・行動:状況説明があやふやで、つじつまが合わない、受診が遅い、子どもの症状や治療などに無関心、入院を拒否する、すぐ退院させたがる、転院を繰り返す</li> <li>・保護者の疾患:精神的不安定、精神疾患、アルコール依存症、麻薬・覚せい剤中毒</li> <li>・家庭の状況:経済的困窮、夫婦不和、混乱した生活等が見受けられ、子どもとの接触が少ない</li> <li>・その他:妊婦や乳幼児の定期健診を受けていない、予防接種を受けさせていない、母子健康手帳を持っていない</li> </ul>

## 【初期対応】

保護者が虐待者である場合、どこかに不審な点があると思われます。硬膜下血腫など 虐待によく見られる状態や保護者の対応等から虐待が疑われる場合は、市子育て支援課 又は東部児童相談所に速やかに通告(相談)してください。

## (6) 相談機関(子育て支援課、健康づくり課等)での場合

### 【早期発見のポイント】

相談に来所したときの保護者と子どもの表情やしぐさなどを注意深く観察し、次のいくつかの項目が当てはまるようであれば、虐待を疑います。

	虐待を疑う事由		
	<ul><li>からだに不自然な傷やあざが見られる</li></ul>		
子ども	・発育の遅れ(身長が異常に低い、体重が軽い)		
	・攻撃的で乱暴な行動が見られる		
	・服装や体などが極端に不潔である		
	・保護者の顔色をうかがう態度が見られる、保護者と顔を合わせようとしない		
	<ul><li>表情が乏しく、態度がおどおどしている</li></ul>		
	・言葉使いや態度があまりにも丁寧すぎる(子どもらしさが見られない)		
	• 保護者が別室に行くと表情が晴れやかになる		
	・性的に過度の関心や拒否感がある		
	・非行(万引き、家出、深夜徘徊など)を繰り返している		
	・子どもへの態度や言葉が拒否的であり、常に叱ったり、叩いたりしていると		
	話す		
	<ul><li>子どもがなつかないと話す</li></ul>		
	・相談内容がその時々でころころ変わる		
保護者	・子育てについての関心が薄く、子育ての知識も偏っている		
	・子どもが抱っこしてとせがんでも無視し、抱こうとしない		
	<ul><li>ほかのきょうだいと比較し、「この子はかわいくない」と言う</li></ul>		
	・地域との交流がうまくできず、孤立している様子がうかがわれる		
	• 夫婦仲が悪く、離別状態になっていることがうかがわれる		
	・経済的に困窮している		

### 【初期対応】

主訴とは異なっている場合でも、気になる点があればできるだけ細かく状況を確認することが大切ですが、今後の関わりも考えられることから、受容的な態度をとることも必要です。相談内容から虐待が疑われる場合は、内容を整理し、市子育て支援課に通告(相談)してください。

## 5 重症度、緊急度の判断基準と対応

虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、次の表を参考に、重症度、緊急度の判断の参考にしてください。

## 【生命の危険性大】

### 緊急介入を要するもの

- 1 身体的暴力によって、生命の危険がありうる外傷を受ける可能性があるもの
  - ① 頭部の外傷を起こす可能性のある暴力:子どもを投げる、頭部を蹴る、逆さに落とす等
  - ② 腹部の外傷を起こす可能性のある暴力:腹部を蹴る、踏みつける、殴る等
  - ③ 窒息する可能性のある暴力:首を絞める、鼻と口をふさぐ、顔面を水に押し付ける、布団蒸しする等
- 2 ネグレクト (養育の怠慢・拒否) のために死亡する可能性のあるもの 死亡原因としては肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死などが考えられる。
  - ① 乳幼児に脱水症、栄養失調による衰弱がおきている。
  - ② 乳幼児が感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療の受診がなく放置されており、生命の危険がある。

対

応

生命の危険性が大で、緊急介入を要する

これらの状況が見られたり、その疑いをもったときは、ただちに 110 番 通報又は東部児童相談所に通告してください。

策

また、医療機関への入院も生命の危険回避に有効な手段として考えられます。

## 【重度虐待】

今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長 に重大な影響が生じているか生じる可能性があり、緊急介入の必要性の高 いもの

- 1 医療を必要とするほどの外傷があるか、又は近い過去にあったもの
  - (乳児や歩行前の幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の外傷がある、熱湯や熱源による広範囲の熱傷がある)
- 2 発育や発達の遅れが顕著である
- 3 生存に必要な食事、衣類、清潔さが与えられていない
- 4 明らかな性的行為がある
- 5 家から出してもらえない、または本人の意志に反し学校に行かせても らえない、一室に閉じ込められている
- 6 子どもへのサディスティックな行為がある

対

応

緊急に詳しい状況を把握し、早期に対応する必要がある

保護者(同居人)への指導や、子どもの保護のために、誰かの介入(訪問指導、家族からの分離、一時保護、入院等)が必要になります。

情辱、家族からの方離、一時保護、人院寺)が必要になります。 - これらの状況が見られたり、その疑いを持ったりしたときは、市子

策

これらの状況が見られたり、その疑いを持ったりしたときは、市子育て支援課又は東部児童相談所に通告してください。

## 【中度虐待】

今は入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期に見ると、子ども の人格形成や発達に重い問題を残す恐れのあるもの

- 1 今まで慢性的にあざや傷痕(タバコの火の痕等)ができるような暴力を 受けている、長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていないために 人格形成に問題が残りそうであるもの
- 2 現在の虐待そのものが軽度であっても、生活環境等の育児条件が極端 に不良なため、自然経過で改善がありそうもなく、今後の虐待の増強や人 格形成が心配されるもの

(保護者等が子どもをひどく嫌っている、虐待で施設入所歴のある子どもへの再発、多問題家族などで家庭の秩序がない、経済状態が食事にも困る生活状況、夫婦関係が険悪で子どもの前での暴力、子どもに悪影響があると考えられる行為、被虐待歴のある親等)

- 3 慢性の精神疾患等(統合失調症、うつ病、覚醒剤等)があり、子どもの ケアができない
- 4 乳幼児を長時間大人の監護なく家に置いている

対応

策

詳しい状況を把握し、対応する必要がある

誰かの介入がないと自然経過ではこれ以上改善が見込まれず、関係機関の継続的な支援が必要です。市子育て支援課又は東部児童相談所に通告(相談) してください。

## 【軽度虐待】

実際に子どもへの暴力があり、保護者や周囲の者が虐待と感じている。 しかし、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、保護者と子どもの関係には重篤な病理が見られないもの

- 1 外傷が残るほどではない暴力
  - (時々カッとなって叩いてしまうことがある)
- 2 子どもに健康問題を起こすほどではないが、ネグレクト的である (子どもにきちんとした食事を与えないことがある、子どもの服装がおかしい)

対応策

## 緊急を要しないが、何らかの援助が必要(予防的対応)

育児相談等でフォローしたり、保護者に育児ノイローゼが考えられたりする場合は、カウンセリングによる支援及び子育て支援に関する情報提供や継続的な支援が必要です。

## 【虐待の危惧あり】

暴力やネグレクトの虐待はないが、「叩いてしまいそう」、「世話をしたくない」 など、子どもへの虐待のおそれがある

対応

策

緊急を要しないが、引き続き様子をみることが必要(予防的対応) 対象家庭に関する情報収集と、子育て支援の関係機関等の情報提供や 相談支援の継続が必要です。



## 6 援助活動

#### (1) 親への関わり方

- ① 相手の立場に立って話を聴き信頼関係を築く
- ア 通報のあった親は、様々な事情により苦しみ、「児童虐待」という行為によって声にならない「助け」を求めていることも考えられます。当該家庭に接する機関は、親の立場に立って話を聴き、話ができるような関係づくりが必要です。
- イ 話の途中で、怒りなどにより感情のコントロールができなくなることもあります。このような場合は、無理になだめようとせず、話を聴き落ち着くのを待ちます。
- ウ 約束した面談に来ないなど、約束を守らないこともあります。親が約束を守らなくても責めないようにします。「行為はよくないが、親の存在は認める」という言葉かけを長い時間行っていくようにします。
- エ 各機関の役割により、厳しいことを言わなくてはならない場合は、関係機関で の役割分担により対応し、親子との関係が全く途切れてしまわないようにします。

#### ② 状況に応じて専門機関と相談する。

親の精神的な問題(統合失調症、うつ病、人格障害、アルコール・薬物依存等) が関係していると思われる場合や妊娠、出産に伴い精神的に不安定な状態等が 疑われる時は、関係機関と連携し、その状況に応じた支援活動が必要になります。

#### (2) 子どもへの関わり方

#### ① 子どもの存在を受け入れる

- ア 「あなたを必ず守る」ということを根気強く伝えます。子どもは、守ってくれる人の存在を知り、守られている感覚を体験することによって、自己の存在と自覚と守られているという安心感・安全感を持つことになります。
- イ 子どもへの理解、存在を認める語りかけや子どもに自信が持てる誉め言葉の投 げかけを長い期間にわたって続け、否定的な自己イメージを変化させるよう努め ます。
- ウ 長い間虐待を受けている子どもは、自己の存在を否定的に捉える傾向があります。このような子どもは、大人の気を引くためにわざと困らせるような行為をすることがありますが、その時は「行動はいけないが、あなたの存在が大切なことに変わりない。」というメッセージを伝えることが大切です。

#### ② 子どもの気持ちに共感する

虐待を受けている子どもは、トラウマ(心的外傷)による心の歪みのため感情 コントロールができず、爆発的に反応することがあります。このような場合は、 抱きかかえるような対応をしながら、感情の高まりを理解し、怒りやストレスの 表現を止めてしまわないで、長い時間をかけて言語化する(気持ちや考えなどを 言葉で表現すること)努力を共にします。このような感情を肯定することにより、自分自身が自己の存在を認められるように働きかけていきます。

#### (3) 親族への関わり方

家庭内に虐待状況がある場合に、力になれる親族(配偶者、祖父母、きょうだいなど)がいることがあります。その親族が当該家庭への適切な援助ができるように助言し、円滑に家庭が機能していくように支援します。

## (4) その他 (注意点)

### ① 決して一人で抱え込まない

困っている子どもや親を目の前にすると、知らず知らずのうちにケースに巻き込まれてしまうことがよくあります。虐待が生じる家庭は、複雑な問題を抱えていることが多く、その対応にはかなりの困難を伴います。

一人で抱え込まず、同僚や上司と相談するなど、関係機関と十分な情報共有 のもとでチームによるアプローチが必要です。また、よりよい援助活動を行う ためにも、援助者同士でサポートできる環境も重要となります。

#### ② 守秘義務の徹底

関係機関にある人は、すべて守秘義務を負います。「児童虐待対応」のために 知り得た情報については、プライバシーの保護に十分注意します。

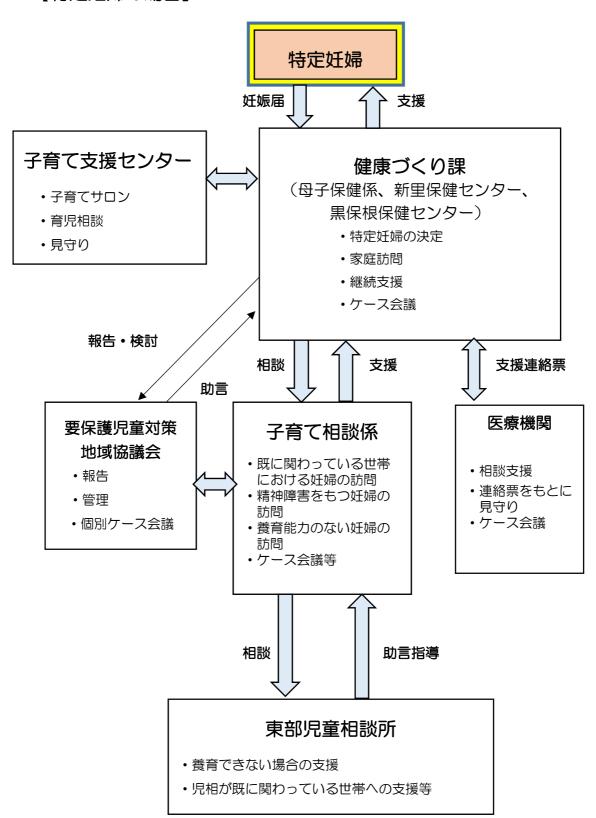
#### ③ 次の機関につなぐ・引き継ぐ

認定こども園、幼稚園及び保育園に通っている子どもが小学校に入学、小学生が中学校に進学したりした場合及び転出した場合、続けて見守りが必要な時には、 家庭や児童への関わり方などの情報を次の機関に文書で伝えます。

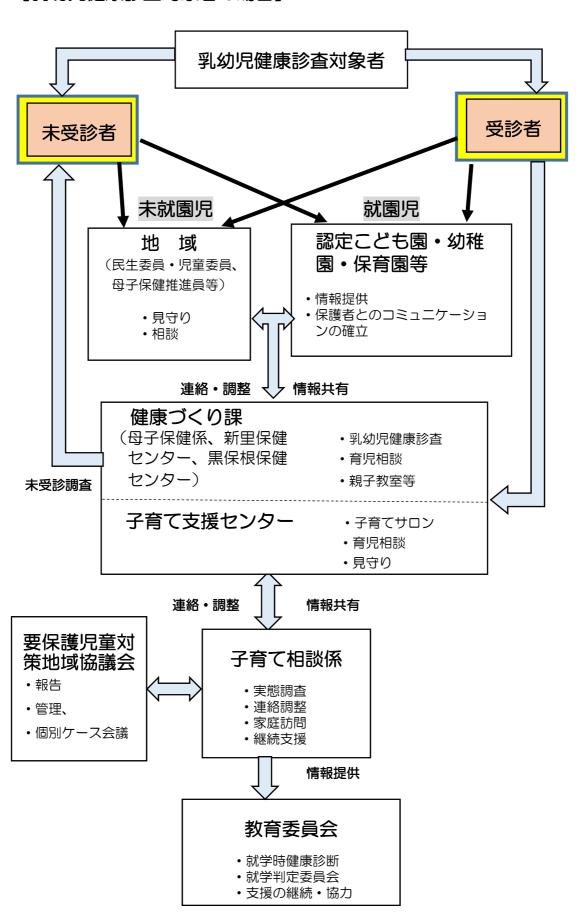
情報を受け取った機関は、子どもの健やかな成長のために「貴重な情報」を受け取ったと捉え、その後も必要に応じ、前の関係機関と相談できる関係を保ちます。

## 7 支援の流れ

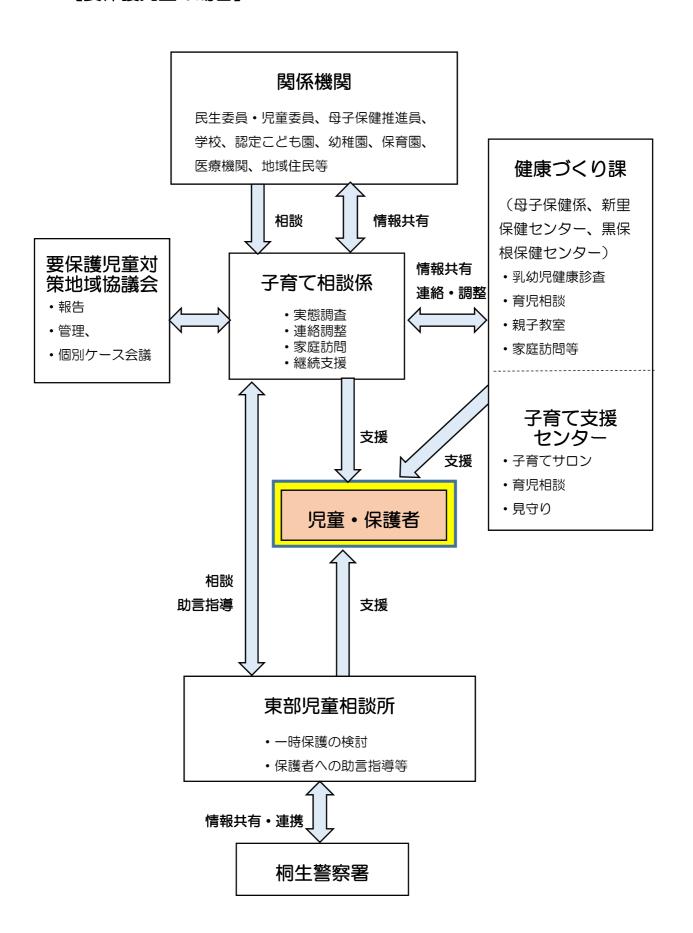
## 【特定妊婦の場合】



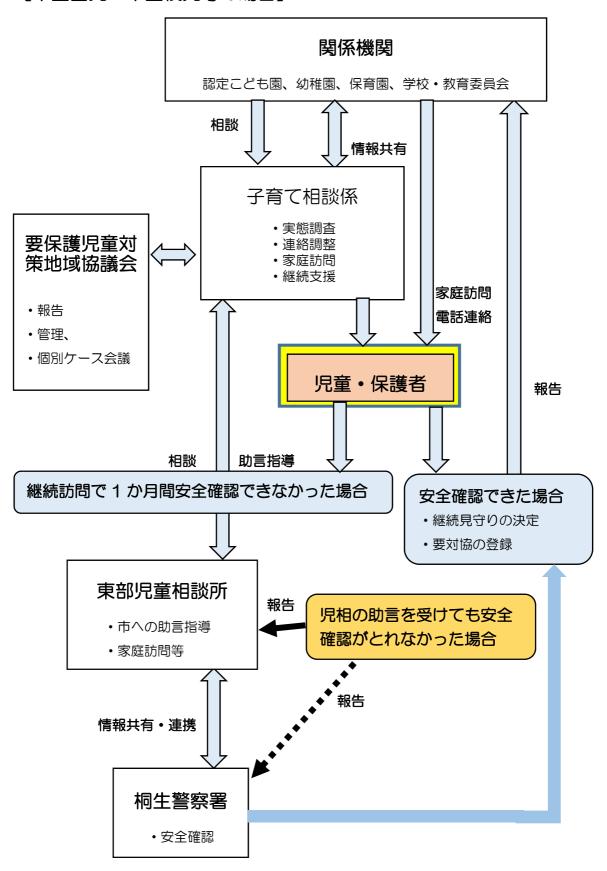
## 【乳幼児健康診査対象者の場合】



## 【要保護児童の場合】



## 【不登園児・不登校児等の場合】



## 8 継続支援と関係機関の役割

子どもが安定した生活が継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い、 子どもを支え見守ります。また、家族等が抱えている問題を把握し、様々な 役割をもつ関係機関から、その家族の背景に応じて支援を選択し、関係機関 と連携を強化しながら、子どもとその家族等を継続的・包括的に支援しま す。

## 市子育て支援課

#### 子育て相談係

相談支援 家庭訪問 関係機関との連絡調整

## 子育て支援係

児童手当、児童扶養手当等

## 園児サービス係

教育·保育施設の入園 相談支援等

## 子育て支援センター

相談支援、子育てサロン 関係機関との連絡調整

## 市健康づくり課

## 母子保健係 新里保健センター 黒保根保健センター

妊娠届、妊産婦·乳幼児家庭訪問、支援計画作成、 新生児全戸訪問、乳幼児 健康診査、育児相談、親 子教室等

関係機関との連絡調整

# 市民

(児童・保護者等)

## 市福祉課

### 障害福祉係

自立支援

関係機関との連絡調整

#### 社会福祉係

生活困窮者自立支援 関係機関との連絡調整

#### 保護係

生活扶助

関係機関との連絡調整

## 東部児童相談所

相談支援・助言指導 関係機関との連絡調整 一時保護、措置(施設入所、里親 委託)、保護者支援

#### 桐生警察署

助言指導

関係機関との連絡調整

## 学 校

見守り 相談支援 保護者支援

## 認定こども園・ 保育園・幼稚園

見守り 相談支援 保護者支援

## 教育委員会

相談支援 保護者支援

関係機関との連絡調整

## 医療機関

診療・相談支援

#### 地 域

(市民、民生委員・ 児童委員、母子保 健推進員等) 見守り

相談支援

## 9 要保護児童対策地域協議会

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(※1)の適切な保護又は要支援児童(※2)若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。(児童福祉法第25条の2)

- (※1) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
- (※2) 乳児家庭全戸訪問事業の実施、その他により把握した保護者の養育を支援することが特に 必要と認められる児童

#### (1) 要保護児童対策地域協議会の意義

要保護児童対策地域協議会において、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、連携を図ることにより次のような利点があります。

- ① 要保護児童等の早期発見ができます。
- ② 要保護児童等に対して、迅速な支援の開始が可能となります。
- ③ 各関係機関で情報の共有化が図られ、役割分担について共通理解を得ることができます。
- ④ 役割分担を通じて、それぞれの機関が責任を持って関わることのできる体制づくりが可能となり、支援を受ける家族にとってもより良い支援が受けられやすくなります。
- ⑤ それぞれの機関が分担し合って関わることで、それぞれの機関の限界や大変さ を分かち合うことができます。

#### (2) 要保護児童対策地域協議会の設置

児童福祉、保健医療、教育、警察・司法等、子どもに関わる機関やその職務に従事する者による組織です。

その調整機関として、市子育て支援課が担当します。

#### (3)組織と役割

#### ① 代表者会議

構成機関の代表者又は関係部署の管理職で組織(年1~2回)

- ・各関係機関等の連携と情報の共有化
- 虐待に対する共通認識と通告の体制づくり
- 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ・実務者会議その他の協議会の活動状況の評価

## ② 実務者会議

実際に活動する実務者による会議(年間6回)

- 要保護児童等の実態把握及び情報交換
- ・支援を行っている事例の総合的な検討
- 支援の経過把握及び評価

#### ③ 個別ケース検討会議

個別のケースに関わっている、又は今後関わる可能性のある関係機関の担当者 による会議 (随時開催)

- ・要保護児童の状況の把握及び問題点の確認
- 支援方針の確立及び役割分担の決定
- ・事例の主たる担当機関及び主たる援助者の決定

### (4) 守秘義務と情報共有

児童福祉法第25条の5により、要保護児童対策地域協議会内において守秘 義務が課せられています。守秘義務は、構成機関の職員又は職員であった者す べてに課せられています。

そのため、必要な情報交換及び資料の提供が可能と認められています。(児童福祉法第25条の3)

これにより、関係機関のはざまで適切な支援が行われないといった事例の防止や虐待防止に向けた関係機関からの積極的な情報提供が可能となります。

## 参考資料

## 相談機関一覧表

●虐待に関する相談

機関名	電話番号	開設日・時間
東部児童相談所	0276-31-3721	
児童相談所全国共通ダイヤル	189	365日24時間対応
桐生市子育て支援課子育て相談係	0277-43-2000	土日祝日年末年始除く 午前8時30分~午後5時15分
桐生警察署生活安全課	0277-43-0110	平日午前8時30分~午後5時15分 夜間・土日祝日は、当直体制(事件事 故対応)緊急の事件事故は「110番」
法テラス群馬	0503383-5399	祝日・年末年始を除く 月〜金曜日:午前9時〜午後5時
法テラス・犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714	祝日•年末年始を除く 月~金曜日:午前9時~午後9時 土曜日:午前9時~午後5時

●子育てに関する相談

●子月でに対する名談			
	子育て支援課	0277-46-1111	土日祝日年末年始除く 午前8時30分~午後5時15分
	子育て支援センター	0277-46-5031	
     桐生市保健福祉部	子育て相談係	0277-43-2000	
	健康づくり課	0277-47-1152	
	新里町保健文化センター	0277-74-5550	
	黒保根町保健センター	0277-96-2266	
桐生市新里支所	市民生活課	0277-74-2904	
桐生市黒保根支所	市民生活課	0277-96-2112	
桐生市教育委員会	学校教育課	0277-46-1111	
	桐生市立教育研究所	0277-22-6327	
こどもホットライン24		フリーダ・イヤル O120-783-884 携帯電話からは、 O27-263-1100	365日24時間対応
マビキの登壊和!!!	(松合物奈わいねー)	0070 06 0000	月~金曜日:午前9時~午後5時
子どもの発達相談(総合教育センター)		0270-26-9200	第2・4土曜日:午前9時~午後3時

## ●DV等その他関係相談

群馬県女性相談センター (DVに関する女性からの相談)		027-261-4466	月~金曜日:午前9時~午後8時
			土日·祝日:午後1時~午後5時
桐生市	市民生活課 男女共同参画推進・生活 係	0277-46-1111	土日祝日年末年始除く 午前8時30分~午後5時15分
男性DV被害者相詞	炎電話	027-263-0459	毎月第2水曜日・第4水曜日 正午~午後1時30分
	警察安全相談室	027-224-8080	365日24時間対応
#光 E 1目 製 557 + 立[	犯罪被害者相談	027-221-7777	月~金曜日:午前8時30分~午後5時15分
群馬県警察本部 	女性相談者専用窓口	027-224-4356	月~金曜日:午前8時30分~午後5時15分
	ストーカー・DV相談	027-243-0110	月~金曜日:午前8時30分~午後5時15分
前橋地方法務局	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月~金曜日:午前8時30分~午後5時15分
法テラス・犯罪被害者支援ダイヤル		0570-079714	祝日・年末年始を除く 月〜金曜日:午前9時〜午後9時 土曜日:午前9時〜午後5時
法テ	ラス群馬	0503383-5399	祝日・年末年始を除く 月〜金曜日:午前9時〜午後5時

○桐生市子ども家庭総合支援拠点設置運営に関する要綱

(平成30年4月1日施行)

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について(平成29年3月31日付雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。)に基づき、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行うことを目的として、桐生市子ども家庭総合支援拠点(以下「支援拠点」という。)を設置する。

(実施主体)

- 第2条 この事業の実施主体は、桐生市とする。ただし、事業の運営の一部を市長が適当と認める団体に委託することができる。 (支援対象)
- 第3条 支援拠点における支援の対象者(以下「ケース」という。)は、市内に所在する全ての子ども及びその家庭並びに妊産婦等とする。 (事業内容)
- 第4条 支援拠点における主な業務は、次のとおりとする。
  - (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
  - (2) 要支援児童又は要保護児童及びその家庭並びに特定妊婦等への支援 業務
  - (3) 前2号を行うための関係機関との連絡調整(設置場所)
- 第5条 支援拠点の設置場所は、次のとおりとする。 桐生市末広町13番地の4 桐生市保健福祉会館内 (開設時間)
- 第6条 支援拠点の開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急的な支援等を必要とする場合にはこの限りでない。 (休日)
- 第7条 支援拠点の休日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)並びに土曜日及び日曜日とする。ただし、緊急的な支援等を必要とする場合にはこの限りでない。

(職員の配置)

第8条 支援拠点には、第4条の事業を実施するため、運営指針に基づ き、子ども家庭支援員、虐待対応専門員等の専門職を配置するものとす る。 (個人情報の取扱い)

第9条 市は、事業の実施に当たり、桐生市個人情報保護条例(平成27年 桐生市条例第28号)に基づき、ケースに関する情報は必要な関係機関と 共有するとともに、適切に管理するものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

○桐生市要保護児童対策地域協議会の設置及び運営に関する要綱 (平成17年6月13日施行)

> **改正** 平成 23 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを鑑み、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見若しくは適切な保護及び支援又は特定妊婦への適切な支援を図るため、桐生市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(活動)

- 第2条 協議会は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第2 項に基づく業務のほか、次に掲げる活動を行う。
  - (1) 要保護児童又は特定妊婦に関する各機関の連携及び協力活動
  - (2) 児童虐待防止に関する啓発活動

(組織及び代表委員の任期)

- 第3条 協議会は、別表に定める行政機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務に従事する者で構成する。
- 2 代表委員は、別表の構成機関から推薦のあった者を市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 代表委員の任期は、委嘱状交付年度の翌年度末とする。ただし、委員が 欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第4条 協議会に会長及び副会長を置き、代表委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総務し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 (要保護児童対策調整機関)
- 第5条 この協議会に要保護児童対策調整機関を設置し、協議会に関する 事務の総括、支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整等の協 議会の事務局としての業務その他協議会運営に関して必要な業務を行 う。
- 2 要保護児童対策調整機関は、保健福祉部子育て支援課が担当する。 (会議の招集)
- 第6条 協議会に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を設け、会議の開催は、要保護児童対策調整機関が招集する。
- 2 前項における個別ケース検討会議については、対象とするケースの性質 に応じて参加機関等を選定することができる。

(秘密の保持)

第7条 協議会の構成員は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成17年6月13日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

# 別表(第3条関係)

構成機関
東部児童相談所
桐生保健福祉事務所
桐生警察署
前橋地方法務局桐生支局
桐生市医師会
桐生厚生総合病院
桐生人権擁護委員
桐生市民生委員児童委員
桐生市母子保健推進員
桐生市立小学校
桐生市立中学校
桐生市立幼稚園
桐生市立保育園
桐生市私立幼稚園
桐生市私立保育園・認定こども園
桐生市教育委員会教育部学校教育課
桐生市保健福祉部福祉課
桐生市保健福祉部健康づくり課
桐生市新里支所市民生活課
桐生市黒保根支所市民生活課
桐生市保健福祉部子育て支援課

(昭和63年4月1日施行)

**改正** 平成 26 年 10 月 1 日 平成 28 年 1 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、 もって家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る ため、福祉事務所に家庭児童相談室(以下「相談室」という。)を設置す る。

(業務)

- 第2条 相談室は、次に掲げる児童に関する業務を行う。
  - (1) 性格及び生活習慣に関する相談
  - (2) 知能及び言語に関する相談
  - (3) 学校生活等に関する相談
  - (4) 非行に関する相談
  - (5) 虐待等家族関係に関する相談及び要保護児童対策地域協議会の運営 に関すること。
  - (6) 環境福祉に関する相談
  - (7) 心身障害に関する相談
  - (8) 母子・父子自立支援に関する相談
  - (9) DVに関する相談
  - (10) その他児童養育及び児童福祉の向上に関する相談 (開設日時)
- 第3条 相談室は、桐生市の休日を定める条例(平成4年桐生市条例第18号)に基づき開設し、執務時間については、桐生市の執務時間を定める規則(平成4年桐生市規則第21号)によるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、福祉事務所長は必要があると認めるときは、 開設日時を変更することができる。

(職員)

第4条 相談室には、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務 を行う職員として家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(以 下「相談員」という。)を配置するものとする。

(職員の資格)

- 第5条 相談員は、人格円満で、社会的信望があり、健康で、児童福祉、 母子福祉の増進に熱意を有する者であって、次のいずれかに該当する者 の中から従事させるものとする。
  - (1) 児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者
  - (2) 社会福祉士

(3) 前2号に準ずる者であって、相談員として必要な学識経験を有するもの

(運営)

- 第6条 相談室の運営については、次のとおり留意するものとする。
  - (1) 相談室の効率的な運営を図るため、地域の家庭児童福祉の実態に対応する運営計画の策定及び関係職員の充足等に十分配意するものとする。
  - (2) 相談室の運営に当たっては、児童相談所、保健福祉事務所、学校、警察署及び児童委員等との連絡協調を緊密にするものとする。
  - (3) 相談室が地域住民に十分に活用されるように、その設置場所、業務内容等に関する広報活動を積極的に行うものとする。なお、家庭児童相談が円滑に行われるように地域住民との通報体制の確立を図るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年1月1日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

# 児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

#### (目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### (児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

#### (国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の 職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のあ る者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等 必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づ

き適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を 有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めな ければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

# (児童虐待の早期発見等)

- 第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓 発に努めなければならない。

#### (児童虐待に係る通告)

- 第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

# (通告又は送致を受けた場合の措置)

- 第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
- 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
- 三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という。)が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
- 四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
- 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

#### (児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設」という。)又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。)の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。)又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

## (資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

# 児童福祉法 (抜粋)

#### (児童福祉の理念)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

#### (児童育成の責任)

- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、 児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

# (児童福祉原理の尊重)

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、 すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

## (児童)

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者
- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

#### (妊産婦)

第五条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

#### (保護者)

第六条 この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の 三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童 を現に監護する者をいう。て国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよ う努めなければならない。

#### (要保護児童発見者の通告義務)

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

## (要保護児童対策地域協議会の設置)

- 第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者(次項において「延長者等」という。)を含む。次項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。
- 2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- 5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- 6 市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置した ものを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門 的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労 働省令で定めるもの(次項及び第八項において「調整担当者」という。)を置くものとする。
- 7 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- 8 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
- 第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

# (守秘義務)

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に

定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- ー 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の 状況の把握を行うものとする。

# (要保護児童の保護措置等)

- 第二十五条の七 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童若しくは要支援児童 及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。)に対する支援の実施 状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に 応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めたと きは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び 精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。) 又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。
- 第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び 精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 保育の利用等(助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の 規定による措置をいう。以下同じ。)が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の 利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

## 〔保護者の児童虐待等の場合の措置〕

- 第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。
- ー 保護者が親権を行う者又は後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条 第一項第三号の措置を採ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は後見人に引き渡すことが児童の福祉のため 不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

#### (立ち入り調査)

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

## (児童の一時保護)

- 第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
- 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- 3 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

第三十三条の七 児童等の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

#### (親権喪失宣言の請求)

第三十三条の七 児童等の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談

所長も、これを行うことができる。

# (未成年者後見人選任の請求)

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

2 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等(小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中若しくは児童福祉施設に入所中の児童等又は一時保護中の児童を除く。)に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

# (未成年後見人解任の請求)

第三十三条の九 児童等の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。